

第 1 事業概要

1 沿革

大正 9 年 8 月	下京区（現東山区）今熊野旧日吉病院跡に京都市衛生試験所として開設
大正 15 年 11 月	上京区竹屋町通千本東入主税町 910 番地に新築移転
昭和 21 年 4 月	京都市生活科学研究所に改称
昭和 25 年 7 月	厚生省通牒（地方衛生研究所設置要綱）に基づき京都市衛生研究所に改称
昭和 38 年 12 月	機構改革により事務部門を除き従来の部制を廃止し、研究主幹制に変更
昭和 45 年 7 月	中京区壬生東高田町 1 番地の 2 に新築移転
昭和 54 年 1 月	京都市公害センター設立に伴う機構改革により当研究所から公害関係業務を分離
昭和 61 年 4 月	組織改正により、京都市食品検査所並びに衛生局環境衛生課環境防疫室及び総合検査室を統合し、1 課 6 部門となる。また、京都市中央卸売市場第一市場及び第二市場にそれぞれ検査室を設置
平成 2 年 4 月	組織改正により、公害対策室審査課（公害センター）を統合、1 課 7 部門とし、京都市衛生公害研究所に改称
平成 18 年 4 月	組織改正により、調査研究部門を廃止し、衛生動物部門を新設
平成 22 年 4 月	組織改正により、管理課相談係を廃止し、疫学情報担当を管理課に、臨床部門を微生物部門に編入 1 課 5 部門体制となる。また、所名を衛生環境研究所に改称
平成 23 年 4 月	組織改正により、微生物部門の先天性代謝異常症等の検査業務を管理課に移行 （平成 24 年 4 月 民間業者委託に移行）
平成 24 年 4 月	組織改正により、衛生動物部門を微生物部門に編入、1 課 4 部門体制となる。
平成 30 年 2 月	京都中央卸売市場第二市場新施設完成に伴い、食肉検査部門が同施設内に設置
令和元年 10 月	本所が伏見区村上町 395 に新築移転（京都府保健環境研究所との合築施設）
令和 5 年 4 月	組織改正により、 管理課疫学情報担当を廃止し管理課企画調整係を新設 微生物部門衛生動物担当を管理課に編入し、調査研究担当に改称 生活衛生部門を食品化学部門に改称し、理化学担当・食品検査担当・家庭用品担当・監査指導担当を 理化学第一担当・理化学第二担当・理化学第三担当・理化学第四担当に改称 微生物部門細菌担当を食品衛生担当に改称、感染症情報センターを微生物部門に編入 環境部門分析担当・常時監視担当を水質担当・大気担当に改称
令和 5 年 7 月	食品化学部門京都市中央卸売市場第一市場内事務所が市場内移転
令和 6 年 4 月	移転に伴い、京都市中央卸売市場第一市場内で実施していた食品検査業務を全て本所に移行 食品化学部門を理化学第一担当・理化学第二担当・理化学第三担当に編成

2 施設

(1) 本所（管理課、食品化学部門、微生物部門、環境部門）

ア 所在地	京都市伏見区村上町 395
イ 敷地面積	7,075.14 平方メートル
ウ 建物の構造等	鉄骨造、地下 1 階・地上 3 階建て、9,775 平方メートル（京都府保健環境研究所分含む）

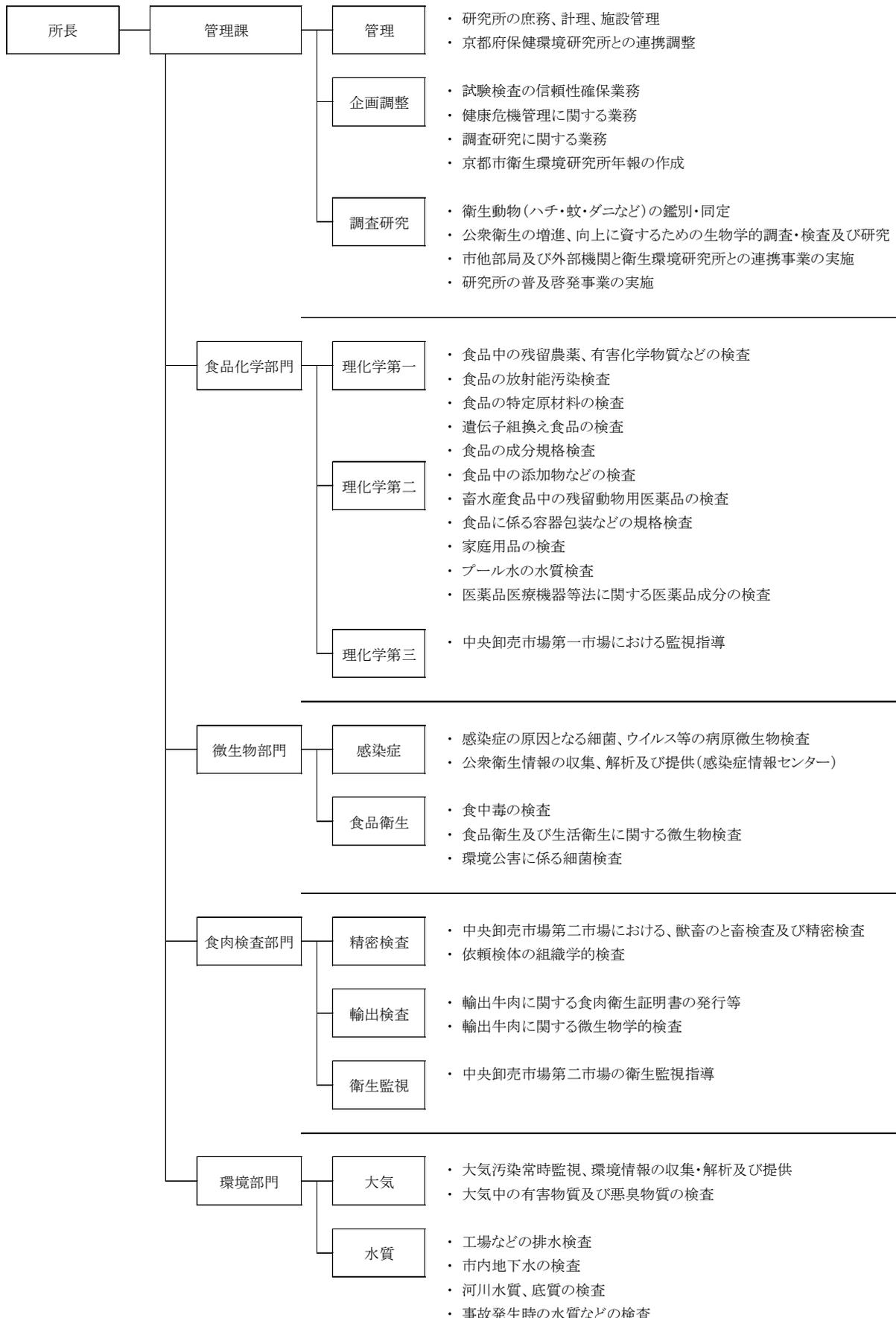
(2) 食品化学部門 第一市場内事務所（監視指導）

ア 所在地	京都市下京区朱雀分木町 80 番地（京都市中央卸売市場第一市場内）
イ 建物の構造等	鉄筋コンクリート造、地上 1 階建て、35.0 平方メートル

(3) 食肉検査部門

ア 所在地	京都市南区吉祥院石原東之口町 2 番地（京都市中央卸売市場第二市場内）
イ 建物の構造等	本棟 鉄筋コンクリート造、地上 2 階建て、333.2 平方メートル 別館 鉄骨造、地上 3 階建て、23.8 平方メートル

3 機構及び業務分担 (令和7年3月現在)



4 試験検査

表1-1 試験検査状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

項目		件数	
結核	分離・同定・検出		
	核酸検査	94	
	化学療法剤に対する耐性検査		
性病	梅毒		
	その他		
リケッチア等検査	分離・同定・検出	ウイルス	590
		リケッチア	4
		クラミジア・マイコプラズマ	
	抗体検査	ウイルス	
		リケッチア	
		クラミジア・マイコプラズマ	
病原微生物の動物試験			
寄生虫等	原虫		
	寄生虫		
	そ族・節足動物	2,190	
	真菌・その他		
食中毒	病原微生物検査	細菌	526
		ウイルス	242
		核酸検査	335
	理化学的検査		
	動物を用いる検査		
	その他		
臨床検査	血液検査（血液一般検査）		
	血清等検査	エイズ（HIV）検査	
		HBs抗原、抗体検査	
		その他	
	生化学検査	先天性代謝異常検査	
		その他	
	尿検査	尿一般	
		神経芽細胞腫	
		その他	
	アレルギー検査（抗原検査・抗体検査）		
その他			
食品等検査	微生物学的検査	361	
	理化学的検査（残留農薬・食品添加物等）	834	
	動物を用いる検査	10	
	その他		
（上記以外）細菌検査	分離・同定・検出	420	
	核酸検査	123	
	抗体検査		
	化学療法剤に対する耐性検査	41	
医薬品・家庭用品等検査	医薬品	8	
	医薬品部外品		
	化粧品		
	医療機器		
	毒劇物		
	家庭用品	120	
	その他	6	

項目		件数	
栄養関係検査			
水道等水質検査	水道原水	細菌学的検査	
		理化学的検査	
		生物学的検査	
	飲用水	細菌学的検査	
		理化学的検査	
	利用水等（プール水等を含む）	細菌学的検査	52
	理化学的検査	22	
廃棄物関係検査	一般廃棄物	細菌学的検査	
		理化学的検査	
		生物学的検査	
	産業廃棄物	細菌学的検査	
		理化学的検査	
		生物学的検査	
環境・公害関係検査	大気検査	SO ₂ ・NO ₂ ・O _x 等	16,790
		浮遊粒子状物質	9,490
		降下煤塵	613
		有害化学物質・重金属等	73
		酸性雨	51
		その他	12,045
	水質検査	公共用水域	16
		工場・事業場排水	20
		浄化槽放流水	
		その他	84
	騒音・振動		
	悪臭検査		35
	土壌・底質検査		17
	環境生物検査	藻類・プランクトン・魚介類	
その他			
一般室内環境			
その他			
放射能	環境試料（雨水・空気・土壌等）		
	食品	70	
	その他		
温泉（鉱泉）泉質検査			
その他			
と畜検査	現場検査		34,248
	精密検査	細菌検査	140
		病理検査	765
		理化学検査	75
		抗菌性物質検査	1,964
		BSE検査	2
		その他	199
合計		82,675	

※項目は「衛生行政報告例」の体系に準拠し、集計方法は一部独自の基準を用いて集計しています。

5 各部門の業務

(1) 管理課

管理課は管理係、企画調整係及び調査研究担当から構成され、主な業務内容は、次のとおりである。

ア 衛生環境研究所に係る管理・運営等に関する業務

イ 試験検査の信頼性確保業務

食品衛生に関する検査の信頼性を確保するため、平成9年4月、国及び地方自治体などの食品衛生検査施設に対し、試験検査などの業務管理（いわゆる「GLP」）が義務づけられた。そこで、所の信頼性確保部門として、GLP委員会の運営、内部点検の実施、外部精度管理調査のとりまとめなどを担当している。

平成28年からは、病原体等の検査、令和元年からは輸出食肉検査についても信頼性確保業務を行っている。

ウ 健康危機管理に関する業務

保健衛生や環境に係る健康危機発生時において、所内での健康危機管理委員会の事務局業務を担うとともに、京都市衛生環境研究所健康危機対処計画（感染症編）に基づいて、所内職員の人材育成や実践型訓練を実施することで感染症危機発生時に備えた体制整備を行っている。

エ 地方衛生研究所全国協議会に関する業務

地方衛生研究所全国協議会に関する庶務を行っている。

オ 調査研究に関する業務

調査研究委員会の開催や所内の調査研究実施に係るとりまとめを担当している。また、年に1回調査研究の成果を発表する場として「衛生環境研究所セミナー」を開催している。

カ 京都市衛生環境研究所年報の作成

衛生環境研究所の事業概要、試験検査及び研究実績などを各年度でとりまとめ、「京都市衛生環境研究所年報」としてホームページに掲載している。

キ 衛生動物等の鑑別、相談受付

衛生動物等について、市民や医療衛生センターからの鑑別の依頼や相談に応じている。また、発生についての情報を収集し、その防除や啓発を行っている。

ク 感染症を媒介する昆虫類の調査研究

感染症を媒介する蚊類やマダニ類の調査及び検査を行い、その防除や啓発を行っている。

ケ 衛生動物に係る啓発事業

衛生動物に関する知識の向上と啓発を目的に、依頼などによる鑑別で撮影した画像や事例を紹介した「衛生動物検査写真集」及び「衛生動物だより」を作成し、ホームページに掲載している。

コ 市民啓発事業

(ア) 「京都市衛生環境研究所にゅーす」の発行

研究所の活動を市民に向けてホームページで紹介している。

(イ) 京都市連携「夏休み体験教室」の開催

(ウ) 他の機関との連携事業

京都市青少年科学センターやさすてな京都と連携し、小中学生やその保護者を対象に講座を実施している。

(2) 食品化学部門

中央卸売市場第一市場にある分室を含めて構成されている。食品衛生、生活衛生に関する試験検査と第一市場内の食品衛生等の監視業務を担当している。主な業務内容は、次のとおりである。

ア 食品などの検査

年間計画に基づき、第一市場、第二市場、医療衛生センターなどで収去した食品について、農薬、動物用医薬品などの残留物質検査、PCB、水銀、放射能などの汚染物質検査、食品の特定原材料の検査、遺伝子組換え食品の検査、食品添加物検査、食品の規格検査などを行っている。

イ プール水の水質検査

プール水の理化学検査を行っている。

ウ 医薬品成分の検査

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）に基づく医薬品成分の検査を行っている。

エ 家庭用品の検査

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく検査を行っている。

オ 第一市場における監視指導業務

第一市場のせり売り場、仲卸業者並びに関連事業者店舗について、監視指導を行い、違反食品などに対する措置を行っている。

(3) 微生物部門

ア 感染症に関するウイルス検査

インフルエンザウイルスの分離は、昭和 30 年代以来実施し、その後アデノウイルス、エンテロウイルスなど対象ウイルスの拡張を図ってきた。

昭和 57 年からは、国の事業の一環として、京都市感染症サーベイランス事業における病原体検査を担当している。

昭和 62 年から、同事業は、新たに京都市結核・感染症サーベイランス事業として対象疾病も拡張され、ウイルスの分離、同定の他に疾病診断の確認や病原体情報の解析評価を行っている。同事業は、平成 10 年に京都市結核・感染症発生動向調査事業と改称された。更に同事業は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律 114 号）に基づく事業となり、病原体検査もこれに基づいて実施されている。

インフルエンザについては、流行時を中心に通年インフルエンザウイルス分離を実施し、分離ウイルスについては、抗原分析を加えて流行ウイルスの監視を行っている。

また、行政依頼検査として医療衛生企画課の依頼により、社会福祉施設等における感染性胃腸炎（五類感染症）事例の検査などを実施している。

イ 感染症に関する細菌検査

京都市感染症発生動向調査事業における病原体定点医療機関から採取された検体の細菌検査を行っている。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で定める、三類感染症の赤痢菌、チフス菌、パラチフス A 菌、コレラ菌、腸管出血性大腸菌の検査などを行っている。

ウ 食品衛生対策等に関する微生物検査

市民の健康を守るため、市内に流通する食品の衛生状態を微生物学的見地から把握し、医療衛生センターにおける監視指導業務に役立てることを目的として、年間計画に基づいて収去された食品について微生物検査を行っている。

また、食中毒発生の際には原因究明のため、食中毒菌等の検査を行っている。

生活衛生に関しては、浴槽水、プール水及び貸おしぼりについて、環境・公害対策では、工場事業場等排水、浄化槽放流水及び河川水について、細菌検査を担当している。

エ 感染症情報センター業務

(ア) 京都市感染症情報センターとして、感染症に対する有効かつ確かな予防対策に資するため、市域における患者情報及び病原体情報を全国の情報と併せて、週、月、年単位で解析し、医師会など関係機関に提供するとともに、当研究所ホームページに掲載している。その他、迅速な情報提供を要する感染症についても、発生状況等の詳細を随時、ホームページに掲載している。

また、これらの情報は、「医療従事者向けメール配信サービス」として、登録者に提供している。

(イ) 「京都市こどもの感染症」として、乳幼児健診に訪れる市民等への啓発を目的に、こどもの感染症予防に役立つ情報を掲載したポスターを年 6 回発行し、各区役所・支所保健福祉センター等での掲示を依頼するとともにホームページに掲載している。

また、こどもの感染症をわかりやすく解説するリーフレットもホームページに掲載している。

- (ウ) 京都市結核対策推進プロジェクトチームに参画するとともに、一年間の京都市内の結核患者の動向をとりまとめ、「京都市の結核」(年報)として発行している。
- (エ) 「HIV 検査相談事業」の「プレ・ポストカウンセリング問診票」の集計業務を行っている。

(4) 食肉検査部門

京都市中央卸売市場第二市場内に位置し、市場における獣畜のと畜検査及び場内の衛生監視指導並びにその他の獣畜の精密検査を担当する部門として運営されている。主な業務は、次のとおりである。

ア と畜検査業務

と畜場法及び食品衛生法に基づき、獣畜(牛、豚、馬、山羊及びめん羊)のと畜検査及びこれに伴うとさつ解体禁止、廃棄などの行政措置を行っている。

イ と畜場及びとさつ解体作業の衛生指導

京都市と畜場の衛生保持及び衛生的な解体作業を監視指導している。

ウ 第二市場内の衛生指導

食品衛生法に基づき、市場及び関連施設の検査、監視指導を行い、食肉の衛生的な処理と安全確保に努めている。

エ と畜検査以外の組織学的検査

食鳥、魚介類及びその他の食品について、食品化学部門や医療衛生センターなどを通じて寄せられた苦情に対し、その原因追及のための検査を行っている。

オ データの解析及び還元

と畜検査などによって得られたデータは、コンピュータを用いて解析し、検査業務の参考とするとともに、生産者、市場関係者や家畜保健衛生所などに還元している。

カ BSE スクリーニング検査

平成 13 年 10 月 18 日から BSE スクリーニング検査が義務付けられ、解体された牛の延髄を検体として ELISA 法を用いて全頭のスクリーニング検査を行っていたが、厚生労働省による国内対策の段階的見直しにより、平成 29 年 4 月 1 日からは、健康牛における BSE 検査が廃止され、24 か月齢以上の牛のうち、生体検査において神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈するものが検査対象となった。令和 6 年 4 月 1 日からは、月齢による検査対象区分が撤廃され、生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛について、BSE 検査を継続して実施している。

キ 輸出牛肉に関する微生物学的検査

アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要綱に基づき、HACC システムによる衛生管理が適切に実施されていることを検証し、食肉の安全性を判断するため、サルモネラ検査及び STEC 検査を実施している。

ク 輸出牛肉に関する食肉衛生証明書の発行等

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づき、輸出先国の政府機関が定める適合施設の認定要件を満たした施設において処理された食肉について、食肉衛生証明書の発行申請を受け、輸出先国向けの輸出食肉の要件を満たし、輸出可能であると確認できたものについて食肉衛生証明書を発行している。

(5) 環境部門

環境関連法令などに基づく環境の汚染状況の把握及び環境汚染の発生源に対する監視・指導・規制その他の環境保全行政に必要な行政検査を中心として、次の業務を行っている。

ア 環境情報関係業務

大気汚染防止法第 22 条に基づき大気汚染状況を常時監視し、光化学スモッグ注意報等緊急時の措置に係る周知・連絡業務等を行うため、「京都市環境情報処理システム」の運用と自動測定機及び測定局舎の維持管理に努めている。

環境施策の遂行を支援するため、環境省をはじめとする行政機関等に測定結果を提供している。

イ 大気関係業務

大気汚染防止法における優先取組物質、フロン類、アスベストのモニタリング調査、事業場などから排出される特定悪臭物質（悪臭防止法）、有害物質（京都府環境を守り育てる条例）の測定業務を行っている。また、酸性雨、降下ばいじんの通年調査を行っている。

このほか国（環境省）が実施する各種化学物質の環境中の残留状況などを把握する化学物質環境実態調査（エコ調査）へ参加している。

ウ 水質関係業務

工場・事業場排水、ゴルフ場排水、浄化槽放流水、河川水、河川底質、地下水、池沼水、土壌及び衛生環境研究所排水などに関する理化学的な検査業務を行っている。